

総合福祉部会 第5回	
H22. 7. 27	参考資料9
竹端委員提出資料	

ろんでん かん さんこうしりよう  
**論点 C-1-1) に関する参考資料**

とくていひえいりかつどうほうじん にほんかいぎ ちいきしゆどう しょうがいしやしえん  
 特定非営利活動法人 DPI 日本会議「地域主導による障害者支援プロセスのケーススタ  
 ー」(厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業 障害者の自  
 りつせいかつ ごうりてきはいりよ かん けんきゆう しょうがいこく じつたい せいど まな しょうがいしやじりつ  
 立生活と『合理的配慮』に関する研究 一諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立  
 支援法の可能性 (H-20—障害—般—001 研究代表者勝又幸子)平成21年度総  
 括研究報告書)より抜粋 (p305-316)

だい しょう せいさくてき  
 第5章 政策的インプリケーション

にしのみやちようさ みちび だ  
 1. 西宮調査から導き出されたもの

にしのみや じつせん なに まな  
 (1) 西宮の実践から何を学べるか

にしのみや しょうがいしや そうだんし えんたいせい ちいきせいかつし えん かん ちようさ  
 西宮における障害者の相談支援体制や地域生活支援に関する調査から  
 み えてきたことは、自立支援法の検討の際に喧伝された支給決定プロセスの概  
 ねん こと かんが かつ  
 念とは異なるアプローチや考 え方、であった。

じりつし えんほう しきゆうけつてい かんたん い しょうがいていどく  
 自立支援法における支給決定プロセスとは、簡単に言えば、まず障害程度区  
 ぶん にんていちようさ しょうがいていどくぶん き あと しきゆうけつてい おこな  
 分の認定調査があり、障害程度区分が決まった後、支給決定が行 われる。

りようけいかく いみつ た てき けつてい はんい ない  
 サービス利用計画はある意味付け足し的なものであり、その決定された範囲内での  
 けいかくさくせい しく りようけいかくさく  
 計画作成がなされる、ということであった。ただこの仕組みではサービス利用計画作  
 せい ぜんこくてき ひじよう すく あ ため はいあん  
 成が全国的に非常に少ないケースしか上がってこなかった為、廃案になった

ねんど みなお あん しょうがいていどくぶん ちようさ あと しきゆうけつてい まえ  
 2009年度の見直し案では、障害程度区分の調査の後、支給決定の前にプラ  
 ンニングをすることが方向性として打ち出された。これによって、介護保険のケア  
 どうよう すべ しょうがいしや りようけいかくさくせい げんそく ほうこう う  
 ラン同様、全ての障害者へのサービス利用計画作成を原則とする方向が打ち  
 だ い かいせいあん しょうがいていどくぶん もと こつ  
 出された、と言える。だが、この改正案でも、あくまでも障害程度区分に基づく国  
 こふたんきじゆん じようげん はんい ない か のうせい じゆうぶん かんが  
 庫負担基準の上 限の範囲内で、という可能性が十分に考 えられることは、介  
 ごほけん げんじよう ようい すいそくてき  
 護保険のケアプランの現状からは容易に推測出来る。

いつぼう にしのみや しえんひじだい おこな ほんにんちゆうしん こべつしえん  
 一方、西宮で支援費時代から行われてきたのは、まず本人中心の個別支援

けいかくさくせい とうじしや けつか  
計 画 作 成 の プロセスにおける、当 事 者 エンパワメントであった。その 結 果、セルフマ  
ネジメントが 出 来 る 方 は、それ を 応 援 する。さしあ た っ て 困 難 な 方 の 場 合 で も、相 談  
し えんじ ぎようしや きようどう なか ほんにんちゆうしん こべつし えんけいかく つく うえ  
支 援 事 業 者 と の 協 働 の 中 で、本 人 中 心 の 個 別 支 援 計 画 を 作 る。その 上 で、  
それ を 行 政 の 勘 案 事 項 調 査 の 際 に 検 討 課 題 と し て も ら い、実 際 の 支 給 決 定  
ぎようせい かんあんじ こうちようさ さい けんとうか だい じつさい しきゆうけつてい  
が な さ れ る、と い う 協 議 ・ 調 整 モ デ ル 的 な 考 え 方 で あ っ た。その 際、西 宮 に  
お け る 支 給 決 定 の 判 断 材 料 と し て の ガ イ ド ラ イ ン を 官 民 の 協 働 の 中 で 作 り  
あ げ、ガ イ ド ラ イ ン で 適 応 出 来 な い ケ ー ス は サ ー ビ ス 調 整 会 議 を 開 い て 検 討 する、  
と い う も の で あ っ た。だ が 自 立 支 援 法 下 で は、「支 給 上 限」とい う 色 彩 の 濃 い 障  
が い て い ど く ぶん きようぎ ちようせい せいか ぶつ なか も こ  
害 程 度 区 分 を、協 議 調 整 プロセスの 成 果 物 で あ る ガ イ ド ラ イ ン の 中 に 盛 り 込 ん だ  
こ と に よ り、後 者 が 前 者 に 引 っ 張 ら れ て い き、ガ イ ド ラ イ ン の 「魂 抜 か れ て、ダ イ  
ナミズムを 失 っ た」とい う 事 態 に 陥 っ た。一 方、す す め る ネットに 代 表 さ れ る ネット  
しやかいし げんかいはつ しく しか ちいき じりつし えんきようぎ かい なか い  
ワ ー ク や 社 会 資 源 開 発 の 仕 組 み と 仕 掛 け は 地 域 自 立 支 援 協 議 会 の 中 で 生 か  
さ れ、その 協 議 会 の 会 長 に も 障 害 当 事 者 が 位 置 づ け ら れ る と 共 に、議 論 さ れ た  
ないよう しせい はんえい しか つく あ  
内 容 は 市 政 に も 反 映 さ れ る、と い う 仕 掛 け を 作 り 上 げ て き た。

では、この西宮の実践から、どのような他地域（全国）への政策的インプリケ  
ーションが 出 来 る だ ろ う か？ 以 下 で は それ を、「支 援 計 画 策 定 を 通 じ た 当 事 者  
エンパワメント」「協 議 調 整 型 の 支 給 決 定 プロセス」「社 会 資 源 開 発 と し て  
じりつし えんきようぎ かい せいり  
の 自 立 支 援 協 議 会」の 3 つ の ポ イ ン ト で 整 理 し て い き た い。

## (2) 支 援 計 画 策 定 を 通 じ た 当 事 者 エンパワメント

にしのみや じつせん ひつようせい たか たちいき おうようか のう かだい  
西 宮 の 実 践 から 必 要 性 が 高 く、か つ 他 地 域 で も 応 用 可 能 で あ る 課 題 と し て、  
けいかくさくせい つう とうじしや あ きようかい  
計 画 策 定 を 通 じ た 当 事 者 エンパワメント、が 挙 げ ら れ る。メ イ ン ス ト リ ー ム 協 会 や  
あおば えん しょうがいとうじしや しえん さく  
青 葉 園 に お け る、障 害 当 事 者 の エンパワメントの 支 援 と、セルフマネジメントの 作  
せいし えん ほんにんちゆうしん こべつし えんけいかくさくせい  
成 支 援、お よ び、本 人 中 心 の 個 別 支 援 計 画 作 成 の プロセスなどが それ に あ っ た る  
だ ろ う。

さい ぎろん ぜんてい おも しょうがい も ひと ちいき  
その 際、議 論 の 前 提 と な る の は、ど ん な に 重 い 障 害 を 持 つ 人 で も 地 域 で、と い  
う パ ラ ダ イ ム シ フ ト で あ る。メ イ ン ス ト リ ー ム 協 会 や 青 葉 園 で は、他 地 域 なら 入 所  
きようかい あおば えん たちいき にゆうしよ  
施 設 や 医 療 施 設 に い る 他 な い、と さ れ て い た 障 害 当 事 者 の 支 援 を 続 け て い る。

なか  
その中で、メインストリーム協会では地域に暮らす障害者や地域生活を望む施設入所者をも対象にした、ピアカウンセリングや自立体験室等のサービスを提供することで、障害当事者のエンパワメントを行ってきた。また、青葉園では、養護学校卒業後の重症心身障害者の「拠点的場」を作り出すことによつて、青葉園通所者の市民としての可能性開発（集团的・継続的・生産的な作業者）というものは対極にある、消費的・非継続的・享乐的な活動等）に取り組みと共に、他地域に先駆けて、重症心身障害者の自立生活支援にも取り組んできた。それらの当事者エンパワメントの実践が、セルフマネジメントや本人中心の個別支援計画の作成に、当然色濃く反映されている。ただその一方、西宮においては知的障害におけるピープルファースト的な動きや、入院中の精神障害者の地域移行の推進などの面では、少し弱い部分もみられる、ということも明らかになった。

セルフマネジメントと本人中心の個別支援計画の作成、は、当事者主体、という考え方においては同じ範疇に入れることが出来る。ただ、セルフマネジメントが出来た人でも、最初から制度やケアマネジメントに精通している当事者はいない。ピアカウンセリング等を通じたエンパワメントを行うことによって、障害当事者が元々持っている力を取り戻し（開発し）、仲間の支援に助けられながら、自分らしい暮らしのマネジメントを行えるようになるのである。また、知的障害や精神障害、重症心身障害を持っていて、自分でプランニングを作り上げることが苦手な当事者であっても、自分のことをよく知る相談支援事業者に手伝ってもらいながら、自分の想いや願いを入れ込んだ個別支援計画を、支援者と一緒に作ることは可能である。また、そのプロセスによってエンパワメントがなされ、コアとなる生活イメージが作られることを通して、「したい生活」の全体像（セルフマネジメントの大枠）が障害者本人に芽生えることにつながっていく。

以上をまとめるならば、セルフマネジメントないし本人中心の個別支援計画の作成が出来るように、障害の種別や重さに関係なく、障害当事者へのエンパワメントを行う仕組みが、支給決定プロセスの入口で必要である、ということだ。最初に行行政尺度ありき、支援者の介入ありき、ではなく、最初に本人のニー

ズありき、という基本が制度的に担保される必要がある。そしてその際、本当に本人が望むことが出せるような、本人の自己決定や自己選択の機会と可能性を拡げるためのエンパワメント支援が、何よりも第一義的に求められるだろう。

### (3) 協議調整型の支給決定プロセス

さて、セルフマネジメントや本人中心の個別支援計画の作成を通じて、当事者のエンパワメントが果たされたとして、作られた計画と実際の支援との間にどのような関係を持たせるべきであろうか。この点を考えるために、以下では支給決定の枠組み（その理念と方法論）、相談支援機関および行政のあるべき姿について検討する。

#### 【協議調整型の支給決定の枠組み（理念）】

今回の調査から見えてきたのは、障害当事者、行政、相談支援事業者、の三者が互いにエンパワメントしあいながら、サービスの支給決定や社会資源開発において、協議調整が実態的に機能する仕組みが西宮では長年実践されてきており、この仕組みは他地域でも以下の仕掛けを行うことで、応用可能性が十分にある、ということである。

まず前提として、障害当事者が自分の求める生活のプランニングに関して、その方法に2つの裁量権が付与されるべきである。

ひとつは、自身のどのような思いや願いを反映させたいか、という結果と、そのためにどのようなプランニング方法が自分には適しているか、という方法の裁量である。本人のニーズを反映する、という結果をもたらすために、セルフマネジメントか、相談支援の専門家が支援した本人中心の個別支援計画か、のどちらの方法論を選択するか、選択権を付与する必要がある。

次に、障害当事者が選り取った方法論（セルフマネジメント or 本人中心の個別支援計画）を用いての、支給決定に至るプロセスに関する裁量である。障害当事者の思いや願いを重視した支給決定に導くために、当事者、相談支援の専門家、行政の三者の役割分担と協働が求められる。

当事者は、どの方法論を採るにせよ、支給決定のプロセスに参画する事が求められる。計画の作成、行政の勘案調査、サービス調整会議等への参画だけでなく、そもそも勘案調査の基準となるガイドライン作成にあたっては、当事者(団体)の参画が基本となる。相談支援の専門家は、この当事者の参画を支援し、エンパワメントしながら、本人のニーズ実現の為に支援を、本人の側に立って行うべきである。一方行政側は、その地域の社会資源の有無や財政的制約条件など、行政側の都合や事情に左右される可能性が十分にある。それを避けるためにも、当事者が参画した形でのガイドライン作成を積極的にすすめていくべきである。

支給決定における公平・中立性を、単に行政のみで担保する事は非現実的である(行政は自身の事情に左右される偏りを持っている)。西宮市の行政が「すすめるネット」の議論を大いに参考にしたガイドラインを構築し、あるいは勘案調査において個別支援計画(セルフマネジメント含む)を参照したのは、その地域における生活水準は、当事者・行政・支援者の三者の協働で模索することが妥当である、と判断したからである。その地域における公平・中立な支給プロセスのシステムは、後に述べる地域自立支援協議会の仕組み同様、当事者・行政・支援者の協働で作りに上げられるべきである。

### 【協議調整型の支給決定の枠組み(方法論)】

上記の理念に基づき、次に具体的な支給決定の方法論について提起する。西宮で実践されてきたように、当事者側ではセルフマネジメントないし支援者との協働による本人中心の個別支援計画がまず作成される。その上で、行政は、そのセルフマネジメントないし本人中心の個別支援計画を勘案材料として活用しながら、独自のアセスメントを行う。その際には、本人が望む場合は本人参画のもと意見表明を可能にした上で、官民協働で作りに上げたガイドラインを拠り所にして判断を行う。

この際、障害の区別や重さに関係なく地域生活支援を行えるよう、ガイドラインはあくまでも重度障害者の地域生活支援の生活実態に合わせた内容に

構築する必要がある。これは国の国庫負担基準」といった「支給上限」的な色彩とは異なり、あくまでもその自治体の実態に合わせた水準」としてのガイドラインとすべきである。

ただ、この点で取えて注記しておく事は、この水準は、重度障害者の地域生活支援の実態がない中で設定すると、絵に描いた餅、あるいは現状（の無策）の追認に終始する可能性がある、という点である。青葉園やメインストリーム協会のような重度障害者の地域生活支援を支える拠点が無い地域では、上記の現状追認と低い水準設定が重なれば、障害程度区分や国庫負担基準による上限化の失敗と同様の失敗を繰り返す可能性は十分に想定される。この点について、後に述べる地域自立支援協議会と連動させながら、その地域における重度障害者の地域生活支援の課題と可能性、について、当事者・行政・支援者による協働型の議論と解決策の模索も併せて望まれる。

さて、そうして構築されたガイドラインの枠内に収まらない、一定水準を超えるニーズを持つ人へのサービス支給に関して、二段階のプロセスが求められる。まず、関係する当事者・行政・相談支援事業者が一同に介するサービス調整会議で協議を行い、解決策を模索するのが第一義的に重要である。次に、サービス調整会議でも三者の折り合いのつかないケースに関しては、①不服申し立てという外部機関への訴えと、②地域自立支援協議会における地域課題としての議論、の二つの解決方策を活用する事が有効であろう。

このうち前者のサービス支給決定に対する不服申請に関しては、市町村レベル、あるいは都道府県レベルでの審査会を設置する事が望まれる。ただ、その際、当事者の側に立って不服申請をしやすいようなエンパワメントや支援を行う広域型権利擁護機関の存在も不可欠になるだろう。

後者の地域自立支援協議会は、個別支援計画（ミクロの個別課題）と障害福祉計画（マクロの地域計画）の間をつなぐメゾレベルの議論の場である。そのため、ケース検討ではなく、課題別の部会を中心とし、課題解決に向けた関係者全体の実質的協議の場とする。イメージとしては、これまで行政内部で、あるいはコンサルティング会社に丸投げして作っていた障害福祉計画の実質的な下案を

かんみんきょうどう つく じつむ しや きょうぎ ちようせい ば かたち のぞ  
官民協働で作る、実務者による協議調整の場、という形が望まれる。そして、その協議会に当事者が参画することはその前提条件である。西宮のように当事者がその協議会の会長になる、あるいは事務局など運営機能の中核にも当事者が参画し、当事者・行政・支援者の協働が、自立支援協会の意志決定のレベルでも行われる事も大切な要素であろう。

ここまでの議論をまとめると、西宮の事例からも明らかなように、支給決定プロセスの構築は、単なる事務手続きの遂行ではない。「支給決定」のプロセス全体に当事者が参画することは、当事者のエンパワメントにもつながり、かつ協議調整モデルを構築する上で必要不可欠な課題でもある、と言えるだろう。このモデルを構築するためには、先述の「計画策定を通じた当事者エンパワメント」が求められるだけでなく、相談支援機関および行政にもエンパワメントと変容が求められる。

#### 【相談支援機関のあるべき姿とは】

これまで見てきたように、相談支援機関の役割としては、支給決定を行う際および必要な場合は支給決定後に、本人が参画して「本人中心の支援計画」を作成し、必要な支援サービスの確保に努めること、と整理出来るだろう。

そして、先に述べた「支給決定の枠組み」の項でも見たように、当事者、相談支援機関、行政のどれか一方が公平・中立に判断することは幻想である。その地域における公平・中立とは、三者の協議調整の中で構築的に導き出されて来るものである、というのが、西宮調査からの最大のインプリケーションである、ともいえる。そのため、支給決定の際に行行政が勘案するケア計画を作成する(あるいはセルフマネジメントの支援をする)相談支援機関にも、公平・中立性を求めない。むしろ行政と利益相反になる可能性のある障害当事者を支援する為には、相談支援機関が、徹底的に当事者に寄り添い、当事者のニーズを引き出し、自分でケアマネジメント出来る人には、セルフマネジメント作成の支援を、自分で行うのが現時点では苦手な人には、本人中心の個別支援計画の作成の支援を行う事が求められる。

そのための方法論としては、以下に掲げる2通りの方法論が考えられる。

①西宮のように自治体が委託の相談支援事業所のネットワークを作り、一定の質の担保にコミットする

②私たちが『障害者総合福祉サービス法の展望』で提起した、その理事会の過半数を支援の受け手の団体等が関与するサービス提供を行わない法人もしくは公立で運営委員会が同様の構成となっている組織が地域生活相談支援機関としてその任を担う

上記のどの方法論を採ろうとも、下記の点については、相談支援機関はクリアする必要がある。

第一に、「支援計画策定を通じた当事者エンパワメント」を果たせる、という条件である。これは、現在使っているサービス以外のサービス利用の可能性も本人に情報提供・喚起することを意味するため、サービス事業所が行うことは利益相反になる可能性もある。そのためには、運営母体（法人）の利益追求の枠組みの範囲内での業務、という制約が科されている事業所では、この条件はクリア出来ないだろう。行政直営であれ、民間委託であれ、この機能を担保出来る形にすることが求められる。

第二に、障害の重度・軽度の区別無く地域生活を支援出来るように、重度障害者の地域生活支援や地域移行支援に力を注ぐ必要がある。24時間の介助が必要、医療的ケアのニーズが高い、精神疾患の二次障害としての生活上の困難が大きい、などの理由で入所施設や医療機関から戻れない対象者を掘り起こす支援も求められる。当然、ガイドラインも、上記の対象者も含めた地域生活支援を念頭に置いたものとして構築されるべきである。

第三に、メインストリーム協会や青葉園が行っていたように、地域移行支援だけでなく、新規や再度の入所・入院を防ぐ取り組みもこの相談支援機関では必要である。セルフマネジメントや本人中心の支援計画が作成される中で、地域における社会資源の未解決課題が浮き彫りになり、自立支援協議会で検討すべき内容が明確化される。この部分でも、相談支援事業者の積極的関与が求められる。



【行政のあるべき姿とは】

行政は、当事者やその支援を行う相談支援機関と協議調整を行う主体である。ただ、岡部耕典氏の整理<sup>1</sup>を活用するならば、従来のような障害程度区分に代表される、抽象的で第三者型の給付調整から、西宮のガイドラインのような生活必要度基準を用いた、具体的で当事者参加型の給付調整に変容させるためには、行政のあり方も大きく変容が求められる。

障害程度区分という抽象的で第三者型の給付調整を用いない場合、行政の役割も現行から大きく変化する。従来のように、障害程度区分と標準的支給量<sup>2</sup>まずありき、サービス調整はその支給上限の範囲内で当てはめる、という方式はとらない。勘案事項調査の際に、行政の調査員（ワーカー）は、セルフマネジメントや本人中心の個別支援計画の中で提起されている生活像を、ガイドラインの水準と対比させた上で、当事者・相談支援機関との協議調整の中で、支給決定量を定めることが求められる。

上記の協議調整型の支給決定プロセスや、それを可能にするガイドライン作りを行うためには、自治体レベルでの福祉専門職の配置、ないし一般担当者の継続性および障害者の地域生活に関する専門性の向上に向けた配慮や努力、等も必要となるであろう。少なからぬ自治体で、担当者は1、2年で変わるため実態を把握出来ない、ゆえに認定調査や自立支援協議会、障害福祉計画の策定は民間に委託（丸投げ）をして積極的に関与しようとし、という実情も仄聞される。だが、これまで述べてきたように、協議調整モデルを真に実現しようとするならば、勘案調査だけでなく、自立支援協議会の運営やサービス調整会議の主催、ガイドライン制定などで、行政側の主体的関与、および当事者や相談支援機関との協働が求められる。そのためには、自治体行政が協議調整の主体となれるよう、専門的知識を持った行政職員の採用、および現行職員の知識や考え方を深めるためのエンパワメント研修なども求められるであろう。

1 岡部耕典『障害者自立支援法とケアの自律—パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店、2006年、89ページ

また、1、2年で担当者が移動する、障害者の地域生活に関する専門性と継続性が担保されない現行の行政のジョブ・ローテーションが、障害福祉の分野で馴染むか、についての検討も真摯に求められる。

#### (4) 社会資源開発としての自立支援協議会

これまで見てきたように、当事者と相談支援機関、行政の三者による協議調整モデルを構築する為には、三者が一定の緊張関係を孕みつつも、緊密な連携と協働を行う、という、一見矛盾するような関係性の構築が求められる。西宮で実際そのような関係構築が可能であったのは、第二章でみたように「すすめるネット」という三者をつなぐネットワークの存在が大きい。そして、そのネットワークは、自立支援法における地域自立支援協議会の形に発展していったことも、既に述べた通りである。

以下では、この自立支援協議会がどのような形で機能することが、協議調整モデルを円滑に進める上で重要か、について検討する。その際、地域自立支援協議会に求められるのは、ガイドライン作成機能、社会資源開発機能、およびそれらの評価と点検機能、の3つであろう。

まず、ガイドライン作成に関して言えば、その地域の交通手段、社会資源などの実情に併せたガイドラインを自治体独自で作ることが求められる。例えばバリアフリー化された公共交通機関やグループホームなどの社会資源が整った西宮のガイドラインを、現状では移動支援サービスもグループホームもない地域で直接活用しようにも、「ニーズはあってもサービス無し」という実情になる。だが、先述のように、この水準は、「絵に描いた餅」「現状（の無策）の追認」に終始してはならない。そこで、その地域における重度障害者の地域生活支援の課題と可能性を視野に入れたガイドライン作成を、地域自立支援協議会の本来的業務と法的にも位置づけ（その財源も確保し）、その場で当事者・行政・支援者による協働型の議論と解決策の模索がされる事が必要であろう。

次に、社会資源の開発機能についてだが、現行では多くの自治体で、自立支援協議会で議論された事を自治体レベルで施策化するための担保が取られていない。

にしのみや じりつし えんきようぎ かい せいり けんとう か だい ぎようせい ほうこく  
西宮では自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>で整理・検討<sup>せいり けんとう</sup>された課題<sup>か だい</sup>について、行政<sup>ぎようせい</sup>に報告<sup>ほうこく</sup>した上<sup>う え</sup>で、市の事業<sup>じ ぎよう</sup>への取り込み<sup>と こ</sup>が実態<sup>じつたいてき</sup>的に凶<sup>はか</sup>られている。自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>の協議<sup>ぎ けつ</sup>結果<sup>けい 果</sup>を自治体<sup>じち たい</sup>政策<sup>せい さく</sup>に反映<sup>はん 映</sup>させるための法的<sup>ほう てき</sup>・財政<sup>ざい せい</sup>的<sup>てき</sup>根拠<sup>こん きよつ</sup>付けも必要<sup>ひつ 要</sup>とされている。

ふげん ちいき じりつし えんきようぎ かい しちようそん けんいき たいい のぞ しや  
附言<sup>ふげん</sup>すれば、地域<sup>ちいき</sup>自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>は市町<sup>しちようそん</sup>村<sup>そん</sup>ないし圏域<sup>けんいき</sup>単位<sup>たいい</sup>が望ましい<sup>のぞ</sup>が、社会<sup>しや</sup>資源<sup>かい し</sup>創出<sup>げん そう しゆつ とう</sup>等のスケール<sup>かんが</sup>メリット<sup>さいてい</sup>などを考<sup>じんこう</sup>えると、最低<sup>たんい</sup>でも人口<sup>じんこう</sup>10万<sup>たんに</sup>単位<sup>く</sup>くらい<sup>と</sup>（都市部<sup>とし ぶ</sup>以外<sup>がい</sup>の道府<sup>どう ぶ</sup>県<sup>けん</sup>での障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>福祉<sup>ふく し</sup>圏域<sup>けんいき</sup>単位<sup>たいい</sup>）くらいで設定<sup>せつ 定</sup>する事<sup>こと</sup>が、社会<sup>しや</sup>資源<sup>かい し</sup>開発<sup>かい ぱん</sup>機能<sup>きん 能</sup>を持た<sup>も</sup>せるためには現<sup>げん</sup>実<sup>じつ</sup>的<sup>てき</sup>かもしれない。だが、それ以下<sup>い か</sup>の規模<sup>きぼ</sup>で実<sup>じつ</sup>質<sup>しつ</sup>的<sup>てき</sup>に機能<sup>きん 能</sup>している自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>があるならば、その動き<sup>うご</sup>を止<sup>と</sup>めるものであつてはならない。

ひようか てんけんき のう こうろうしやう じりつし えんきようぎ かい ていき  
評<sup>ひようか</sup>価<sup>てんけんき</sup>と点<sup>こうろうしやう</sup>検<sup>じりつし</sup>機能<sup>えんきようぎ</sup>については、厚<sup>ていき</sup>労<sup>い</sup>省<sup>き</sup>がもともと自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>を提<sup>てい</sup>起<sup>き</sup>した中<sup>なか</sup>での一<sup>いち</sup>番<sup>ばん</sup>目<sup>め</sup>の項<sup>こう</sup>目<sup>もく</sup>として書<sup>か</sup>かれてい<sup>い</sup>るのだが、その方法<sup>ほう ほう</sup>論<sup>ろん</sup>が確<sup>かく</sup>立<sup>りつ</sup>されてい<sup>い</sup>ない。ガイド<sup>がい</sup>ライン<sup>だいらいん</sup>が形<sup>けい</sup>骸<sup>がい</sup>化<sup>か</sup>しないため<sup>ため</sup>にも、サー<sup>さ</sup>ビス<sup>びす</sup>調<sup>てう</sup>整<sup>せい</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>で解<sup>かい</sup>決<sup>けつ</sup>出来<sup>でき</sup>ない課題<sup>か だい</sup>を議<sup>ぎ</sup>論<sup>ろん</sup>するた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>にも、あるいは不<sup>ふ</sup>服<sup>ふく</sup>申<sup>しん</sup>請<sup>せい</sup>から施<sup>し</sup>策<sup>さく</sup>課<sup>か</sup>題<sup>だい</sup>を檢<sup>けん</sup>証<sup>しやう</sup>するた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>にも、この評<sup>ひようか</sup>価<sup>てんけんき</sup>・点<sup>こうろうしやう</sup>検<sup>じりつし</sup>機能<sup>えんきようぎ</sup>を自立支援協議会<sup>じりつし えんきようぎ かい</sup>に持<sup>も</sup>たせること<sup>こと</sup>も、大<sup>たい</sup>変<sup>へん</sup>重<sup>じゆう</sup>要<sup>やう</sup>である。その際<sup>さい</sup>も、繰<sup>く</sup>り返<sup>かえ</sup>しになるが、当<sup>とう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しや</sup>・相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>機<sup>かん</sup>関<sup>げん</sup>・行<sup>ぎ</sup>政<sup>せい</sup>のどれか一<sup>いち</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>で、公<sup>こう</sup>平<sup>へい</sup>・中<sup>ちゆう</sup>立<sup>りつ</sup>な評<sup>ひようか</sup>価<sup>てんけん</sup>・点<sup>ふ</sup>検<sup>かのう</sup>は不<sup>きやう</sup>可<sup>どう</sup>能<sup>がた</sup>である。そのた<sup>た</sup>め、協<sup>ひようか</sup>働<sup>てんけん</sup>型<sup>おこな</sup>の評<sup>ひようか</sup>価<sup>てんけん</sup>・点<sup>ふ</sup>検<sup>かのう</sup>を行<sup>おこな</sup>うた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>のスキ<sup>かい</sup>ーム<sup>はつ</sup>開<sup>く</sup>発<sup>に</sup>も、国<sup>もと</sup>レ<sup>もと</sup>ベ<sup>もと</sup>ル<sup>もと</sup>で求<sup>もと</sup>められてい<sup>い</sup>る、といえよう。

## 2. 実<sup>じつ</sup>体<sup>たい</sup>のある協<sup>きやう</sup>議<sup>ぎ</sup>・調<sup>ちゆう</sup>整<sup>せい</sup>モ<sup>む</sup>デル<sup>む</sup>に向けて

びほんかいぎ しょうがいしやそうごうふくし ほう てんぼう いばらき ほかへん  
DPI日本<sup>びほんかいぎ</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>では『障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しや</sup>総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>サ<sup>さ</sup>ー<sup>さ</sup>ビ<sup>び</sup>ス<sup>す</sup>法<sup>ぽう</sup>の展<sup>てん</sup>望<sup>ぼう</sup>』（茨<sup>いばら</sup>木<sup>き</sup>他<sup>た</sup>編<sup>へん</sup>、ミ<sup>み</sup>ネ<sup>ね</sup>ル<sup>る</sup>ヴ<sup>ぶ</sup>ア<sup>あ</sup>書<sup>しよ</sup>房<sup>ぼう</sup>、2009年<sup>ねん</sup>）の中<sup>なか</sup>で、支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>決<sup>けつ</sup>定<sup>てい</sup>の仕<sup>し</sup>組<sup>く</sup>みにつ<sup>つ</sup>いて、次<sup>つぎ</sup>のよう<sup>よう</sup>に提<sup>てい</sup>案<sup>あん</sup>した。

じりつし えんほう しきゆうけつてい しく きやうぎ ちゆうせい  
「…『自<sup>じ</sup>立<sup>りつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>法<sup>ぽう</sup>』の支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>決<sup>けつ</sup>定<sup>てい</sup>の仕<sup>し</sup>組<sup>く</sup>みから、『協<sup>きやう</sup>議<sup>ぎ</sup>・調<sup>ちゆう</sup>整<sup>せい</sup>モ<sup>む</sup>デル』へと  
へんこう 変更<sup>へんこう</sup>するこ<sup>こと</sup>が求<sup>もと</sup>められる。

げんこう しょうがいていどくぶん はいし ほんにん いこう きほん せい  
そのた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>に、現<sup>げん</sup>行<sup>こう</sup>の障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>程<sup>ちやう</sup>度<sup>ど</sup>区<sup>く</sup>分<sup>ぶん</sup>は廃<sup>はい</sup>止<sup>し</sup>し、本<sup>ほん</sup>人<sup>にん</sup>の意<sup>い</sup>向<sup>こう</sup>を基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>と<sup>と</sup>して、精<sup>せい</sup>神<sup>しん</sup>・身<sup>しん</sup>体<sup>たい</sup>の状<sup>じやう</sup>態<sup>たい</sup>のみならず、社<sup>しや</sup>会<sup>かい</sup>参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>の制<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>や環<sup>かん</sup>境<sup>きやう</sup>要<sup>やう</sup>因<sup>いん</sup>も勘<sup>かん</sup>案<sup>あん</sup>して支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>決<sup>けつ</sup>定<sup>てい</sup>する仕<sup>し</sup>組<sup>く</sup>みに組<sup>く</sup>み換<sup>か</sup>え<sup>え</sup>るこ<sup>こと</sup>を提<sup>てい</sup>起<sup>き</sup>したい。

セルフマネジメントを基本きほんに置おくとともに、本人中ほんにんちゆうしん心のアプローチのもとに  
「本人中ほんにんちゆうしん心の支援計画しえんけいかく」がつくられ、それに基づき協もと議きようぎ・調ちようせい整おこなを行い  
しきゆうけつてい しく ひつよう  
支給決定しきゆうけつていをする仕組みが必しく要ひつようである」(P290～291)

こうした「協きようぎ議ちようせい・調もと整しきゆうけつていモデル」に基ゆうこうづく支きのう給き決のう定じようが有じよう効じように機じよう能じようするたじようめの条じよう  
件けんとして、

「その『協きようぎ議ちようせい・調はい整さきだ』プロセスに入かているに先しよう立しようち、また、その過しよう程しようにおいしようて、障しよう  
害がい当とう事じ者しやのエンパワメントが不ふ可かけつ欠ふである。そのたちいきめに、地じ域じエンパワメント事じ  
業ぎようをはじけんりめとする権けんり利りよう擁ご護ごシスひつテひつムひつをつひつくひつり、必ひつ要ひつにひつ応ひつじひつて利ひつ用ひつでひつきひつるひつよひつうひつに  
するこひつとが必ひつ要ひつである」(P291)

と、地ち域いきエンパワメント事じ業ぎようをはじけんりめとする権けんり利りよう擁ご護ごシスかテかムかの確か立かが不ふ可かけつ欠ふであか  
るこかを指し摘てきした。

こうした点てんから、西にし宮のみ市やしの地ち域いき自じ立りつ生せいかつ活しえん支し援しの仕し組くみは、実じつ例れいとして興きよう味み深ぶかい  
だけぶかでぶかなく、今こん後ごの制せい度ど検けん討とうにおいきて極きめして示し唆さに富とむものであぶかった。

これみまで見とてきた通にり、西にし宮のみ市やしでは、他た地ち域いきでは入に所しよ施せつ設せつ・医い療りよう施し設せつが想そう定てい  
されがじんちこうな、人き工ゆう呼き吸し器し使し用し者や等どうも含ふめくた重じゆう度どの全ぜん身しん性せい障し害が者いや、重ちよう複ふく  
障し害がいを持もつ重じゆう症しん心しん身しん障し害が者いの地ち域いき生せいかつ活じつが実じつ現げんされてきた。

まおもず、「どしんしなしに重しい障し害がいを持もつ人もでも地ち域いきで」を基き本ほんにおきいた、メきイほんスほんトほんリほん  
一きムき協き会かいや青あ葉お園えん等とうによなって長なが年ねんの活かつ動どうが展てん開かいされ、当とう事じ者しのエンパワメント  
がなちされ地ち域いき生せいかつ活じつの実じつ態たいがちつきくられてきた(地ち域いき生せいかつ活じつを基き軸じくにした当とう事じ者しエンパ  
ワメント)。

そして、支し援えん費ひ制せい度どの開かい始しに当あたあってあは、そちうちした地ち域いき自じ立りつ生せいかつ活しえん支し援すずをすず進すずめすずてすずき  
たところちゆうが中ちゆう心しんとなたり、「すぎずぎめるぎネぎット」を立たち上あげ、行ぎ政せいと協き働きしながらガ  
イドさラさインさ作さ成せいを行じっじてじきた(重じゆう度ど障し害が者いの地ち域いき生せいかつ活じつの実じつ態たいを前ぜん提ていにした、  
当とう事じ者し参さん画かくによるさくガイドさくラさインさくの作さく成せい)。

また、一方、「あんしん相談窓口」がメインストリーム協会、青葉園を含む複数の事業者に対して委託がなされた。相談窓口は、セルフマネジメントが可能ならばセルフマネジメントの支援を行い、さしあたって難しい人に対しては個別支援計画策定の支援を行ってきた（セルフマネジメント基本に置き、必要に応じて本人中心計画作成の支援）。

さらに、西宮市の自立支援協議会は、地域生活支援に当たってきた当事者が会長を担うとともに、「あんしん相談窓口」が事務局を担っている。そのことにより、他地域では自立支援協議会の役割の一つとされている「困難事例への具体的な対応」等は「あんしん相談窓口」で行うことを前提として、その中から市への課題提起を中心とした議論がまとめられ、市幹部への報告会開催等、市政への反映の回路がつけられてきた。（社会資源の開発機能としての自立支援協議会）。

ただ、このように様々な面で特筆すべき点をもっている西宮市でも、決して、「予定調和」的に現在の姿が形成されたわけではない。むしろ、試行錯誤を経て、また、その試行錯誤を許容する柔軟性があったからこそ、現在の状況があると思われるだろう。

支援費制度開始後、当初、西宮市では月380時間を上限として設定された。それに対して、介助サービスの利用当事者による「介護制度をよくする会」が結成され、不服申し立てや数度に及ぶ交渉の末、上限撤廃がなされることになった。（当事者による権利擁護、ソーシャルアクション）。

また、「自立支援法」の障害程度区分により、「魂を抜かれ、ダイナミズムを失った」との指摘も当該の関係者によってなされており、今後、さらなる試行錯誤も想定されよう。

こうした試行錯誤のプロセスにこそ、我々は障害者の地域生活支援をめぐる生命エネルギー、ダイナミズムといったものを読み取るべきである。

前節で、「当事者と相談支援機関、行政の三者による協議調整モデルを構築するためには、三者が一定の緊張関係を孕みつつも、緊密な連携と協働を行う、という、一見矛盾するような関係性の構築が求められる」と指摘した。

まさに、こうした「緊張と密接な連携・協働」という「矛盾」の中にこそ、障害者の地域生活支援の発展の契機がある。「協議・調整」モデルとは、そうした「矛盾」をそれぞれが引き受けつつ、そのダイナミズムの中で、ギリギリのところ、「納得感」を得る、また納得が得られない時には不服申し立て等も含めて必要に応じて是正が可能なプロセスでなければならない。

以上のように、西宮市では支援費制度の際に示された理念（ノーマライゼーションの理念、自己決定・自己選択の尊重、施設から地域の流れ）を、当事者・相談支援機関・行政等関係者がひたすら真面目に追求してきたと言える。そして、その後の国レベルでの支援制度から「自立支援法」への制定・施行と数度に渡る見直しという混迷した状況にあっても、変わることなく「愚直」に、その理念を追い続けて、今日に至っている。

だとすれば、何か「安易な処方箋」を求めるのではなく、「協議・調整」モデルが可能となるように、当事者・相談支援者・行政担当者のそれぞれのエンパワメントを行い、「愚直」に障害者の地域生活支援を進めていくことができる制度が求められる。

支給決定プロセスに関連して、2009年3月に国会に提出され、後に廃案となった「障害者自立支援法等の一部を改正する法案」の内容についてふれておきたい。

支給決定に関連しては、「障害程度区分」を「障害支援区分」に変更するとなっていた。「程度区分」から「支援区分」と名称が変わることをもって歓迎するむきもあつたが、基本的に「区分」と国庫負担基準がリンクする構造は変わらないこと、そして、「標準的な支援の度合を示す区分」との定義によって、「国庫負担基準を超えるもの＝標準外」と解釈され上限的役割が強化される可能性があつたと言わなければならない。

そして、相談支援の充実として、「相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの設置を設置、自立支援協議会の法定化）」「支給決定プロセスの見直し

し（サービス利用計画案を勘案）サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大」が掲げられていた。

相談支援の充実というが、何をどのように強化するかがポイントとなる。前述の通り、「協議・調整」モデルの中で相談支援機関に求められる立ち位置として、「行政と利益相反になる可能性のある障害当事者を支援する為には、相談支援機関が、徹底的に当事者に寄り添い、当事者のニーズを引き出し、…支援をおこなうことが求められる」とした。

こうした点から、我々の提案では、「地域生活相談支援機関の理事会の過半数を支援の受け手の団体等が関与すること」とした。それに比べて、一定以上の規模を想起させる「基幹相談支援センター」では行政直営や行政と密接な関係にある外郭団体へ委託され、支援の受けての団体に関与することが遠くなり、「徹底的に当事者に寄り添った支援」が得られなくなるのではないかと危惧する。

さらに言えば、「自立支援法」に制度的にビルトインされているのはサービス給付に関することがらが主であり、それ以外の障害者の地域生活に関わる様々な支援のことがらの「穴埋め」のような役割が「相談支援」に付与されてしまったのではないだろうか。あたかも、「相談支援」が「打ち出の小槌」（しかも、安上がり）のように見なされているとの印象禁じ得ない。むしろ、「相談支援」という言葉の中に、エンパワメント、（狭義の）相談支援、権利擁護といった諸機能がない交ぜ状態で詰め込まれてきたのではないか。

我々は、こうした点をふまえて、地域エンパワメント、地域相談支援機関、権利擁護機関といった、それぞれの機能に対応した事業や機関が必要だと考えている。

そして、これらの事業や機関を「基盤的な施策」としてしっかりと位置づけ、事業仕立ての仕組みとすることが必要であると考える。

「自立支援法」では、個別給付か地域生活支援事業のどちらかしかないこともあり、相談支援事業の財源確保の「苦肉の策」という面もあって、サービス利用計画作成の対象拡大（サービス利用計画に対する個別給付）が打ち出されたと思われる。

しかし、障 害 当 事 者 の 希 望 と 無 関 係 に、<sup>り ょう けい かく かく だい</sup>いた ず ら に サ ー ビ ス 利 用 計 画 を 拡 大 す  
る こと は セ ル フ マ ネ ジ メ ン ト を 阻 害 す る こと に も な り か ね な い。

そ して、<sup>ほん に ち ゅ う し ん けい かく さく せい し えん ひつ よう と う じ し や</sup>本 人 中 心 計 画 の 作 成 支 援 が 必 要 な 当 事 者 に と っ て も、サ ー ビ ス 利 用  
計 画 作 成 の 拡 大 に よ っ て、<sup>けい かく さく せい かく だい ひつ よう し えん え かぎ もん だい</sup>必 要 な 支 援 が 得 ら れ る と は 限 ら な い 問 題 が あ げ ら れ る。  
と い う の も、<sup>し えん て ま ひ ま</sup>そ の 支 援 に い く ら 「手 間 隙」 が か か っ て も サ ー ビ ス 利 用 計 画 (並 び に フ  
ォ ロ ー ア ッ プ) で 1 件 と し て カ ウ ン ト さ れ る 仕 組 み で あ っ た か ら だ。そ う い う 仕 組 み な ら  
ば、<sup>けん</sup>エ ン パ ワ メ ン ト の プ ロ セ ス を 大 切 に し、<sup>し ぐ</sup>時 に は 行 き つ 戻 り つ し な が ら、<sup>し ぐ</sup>本 人 の ニ  
ー ド を 明 確 に し て い く よ う な 支 援 を す る こと は、<sup>じ ぎ よ う し や わり</sup>事 業 者 か ら す れ ば 割 に あ わ な い こ  
と に な る。<sup>じ ぎ よ う し や て</sup>事 業 者 は 手 の か か ら な い ケ ー ス を 中 心 に ク リ ー ム ス キ ミ ン グ を 行 い、<sup>ち ゅ う し ん お こ な</sup>  
む し ろ、<sup>ち い き せ い かつ じ げん て あ つ し えん ひつ よう じ ゅ う ど し ょ う が い し や ひつ よう し</sup>地 域 生 活 実 現 の た め に 手 厚 い 支 援 が 必 要 な 重 度 障 害 者 は 必 要 な 支  
援 を 得 ら れ な い 事 態 が 起 き る と い っ た 問 題 は 防 げ な い の で は な い か。

あ ら た め て、<sup>じ ゅ う ど し ょ う が い し や ち い き せ い かつ し えん お こ な</sup>重 度 障 害 者 の 地 域 生 活 支 援 を 行 う た め に こ そ、<sup>ち い き</sup>地 域 エ ン パ ワ メ  
ン ト ・ 地 域 相 談 支 援 機 関 ・ 権 利 擁 護 機 関 と い っ た 重 層 的 な 支 援 体 制 と、<sup>ち い き そ う だ ん し えん き かん けん り ょ う ご き かん じ ゅ う そ う て き し えん たい せい</sup>そ れ ら  
が 基 盤 的 施 策 と し て し っ か り と 位 置 づ け ら れ た 展 開 が な さ れ る こと が 求 め ら れ る こと  
を 強 調 し た い。

<sup>さい ご</sup>最 後 に、<sup>し えん ひ せい ど り ねん げん ざい いた ついき じ ゅ う</sup>支 援 費 制 度 の 理 念 を 現 在 に 至 る ま で 追 求 し て き た と 西 宮 市 の 事 例 か  
ら、<sup>ひと し て き</sup>も う 一 つ 指 摘 し て お き た い こと が あ る。

<sup>し えん ひ じ だい い ま し ぐ つ づ あ お て ん じ ゅ う ざい せい は たん せつ</sup>支 援 費 時 代 に 「今 の 仕 組 み を 続 け る と 青 天 井 に な り 財 政 が 破 綻 す る」 と の 説 が  
<sup>けん でん</sup>喧 伝 さ れ た。ま た、「<sup>ばく は つ と う い つ し ゅ こ ち ゅ う い ひ ょ う げん つか</sup>ニ ー ド 爆 発」 等 と 一 種 誇 張 と も 言 え る 表 現 も 使 わ れ た。

し かし、<sup>われ われ</sup>我 々 は (そ も そ も、<sup>たい ひ せん し ん こ く ち ゅ う さ い てい す い じ ゅ ん い</sup>対 GDP 比 で 先 進 国 中 最 低 水 準 と も 言 え る 障 害  
者 予 算 が も た ら す 天 井 の 低 さ は さ て お い た と し て も)、<sup>し や よ さ ん てん じ ゅ う ひ く いち めん て き み か た</sup>あ ま り に も 一 面 的 な 見 方 だ  
と と ら え て き た。な ぜ な ら ば、<sup>し えん ひ せい ど なか ざい た く り ょ う ぞ う か し えん ひ</sup>支 援 費 制 度 の 中 で 在 宅 サ ー ビ ス の 利 用 増 加 は、支 援 費  
制 度 に よ り 在 宅 サ ー ビ ス が 全 国 の 市 町 村 で 提 供 さ れ 始 め た こと に よ っ て、<sup>せい ど ざい た く ぜん こ く し ち ょ う そん てい き ょ う は じ も と も と</sup>元 々  
あ っ た 潜 在 ニ ー ズ が 現 れ た も の と 考 え た か ら だ。そ して、<sup>せん ざい あら わ かん が な が ねん そ ち せい ど れ き</sup>長 年 の 措 置 制 度 の 歴  
史 の 中 で つ く ら れ た 施 設 中 心 の 政 策 ・ サ ー ビ ス ・ 財 源 (当 時 84 対 16) の 構 造 か  
ら、<sup>ち い き せ い かつ い こ う てん かん なか きし う くる い</sup>地 域 生 活 に 移 行 ・ 転 換 し て い く 中 で の 軋 み、「<sup>い</sup>生 み の 苦 し み」 と も 言 う べ き も  
の で あ り、<sup>ぜん こ く て き い つ てい てい き ょ う お つ み</sup>全 国 的 に 一 定 の サ ー ビ ス 提 供 が な さ れ て く れ ば 落 ち 着 く だ ろ う と 見 て い



たからだ。

その点から、西宮市での財政面での変化は、示唆に富む推移(急増から一定の期間を経て安定)をしている。ただ、中核都市という一定レベルの人口規模と財政を有しているからこそ、その期間を持ちこたえたとも言える。そうした点から、どこの市町村においても、長時間の介護サービス等の提供を可能とする財政調整の仕組みが求められる。

### 3. 最後に

総じて、この西宮の調査で分かったことは、西宮市と障害者市民や障害者団体と、その間をつなぐ、相談支援機関のトリニティー関係の重要性である。西宮が、今後わが国の、ポスト障害者自立支援法の先取りが少しでも可能となったのは、この3者が、相互にエンパワーし合いながら、それぞれをレベルアップしてきたからに他ならない。それでも、これまで見てきたように、「支援費制度」の柔軟性をなくした「障害者自立支援法」のものでは、西宮といえども、茨の道を歩まざるを得なかったわけである。とりわけ「障害程度区分」が、サービスの種類や量をリジッドに規定していることや、地域生活支援事業に組み込まれた移動・社会参加支援や相談支援事業の絶対的な予算制約が、各自治体を瀕死の状態に追いやっていることは明らかである。

それに対して、『障害者総合福祉サービス法への展望』で提起した、ソーシャルワーク的アセスメントができる行政担当者や、エンパワーリングされた当事者と本人中心計画をサポートできる相談支援者の萌芽が西宮に確かに存在したことも、この調査で明らかとなった。足りないのは、今後、障害程度区分に頼らなくても、西宮の支給ガイドラインを使いこなして(裁量して)、利用者の真の必要性と向き合うアセスメントソーシャルワーカーのレベルアップ研修システムと、その裁量権を真に可能とする予算的裏づけであろう。さらに、『青葉園』や『メインストリーム協会』といった障害者本人のエンパワーメント支援機関が、その裾野を広げて、より多くの障害者本人のエンパワーメント支援をおこなっていかなければならない。さらに、相談支援機関に関しては、本人の思いや選択が可能

となるような自己決定・自己選択そのものの支援をさらに充実すると共に、どの相談支援機関においても本人に寄り添った質の高い「本人中心支援計画」が立てられるような研修体制を組まなければならない。

最後に提起しておきたいのは、「支援費制度」が正しく提起した、入所・入院から地域移行・地域支援へという大きな流れである。「障害者自立支援法」は、今やそれを掛け声だけに終わらせてしまいかねない。厚労省の資料は、2005年から2007年の2年間で施設入所者は389人減っただけで、しかも、地域移行者9,344人に対して新規入所者18,558人と言うのだから呆れてものが言えない。後の人は他の施設・病院か死亡者である。同じことが、精神病院にも言える。国が全国規模の資料を出してこないで、静岡県資料を使うと、2006年から2007年の1年間で948人が退院し、新たに898人が入院したので、50人減っただけで、しかもGH・CH等利用者は僅か60人で、退院者の大多数の717人は自宅に帰っている。静岡県の担当者は自宅に戻っている人については、サービスの必要量が把握できないために、かなりの人が、病状悪化等による再入院の可能性があるとしている。

実にこれが、わが国の実態であり、目標（入所施設1万ベット、社会的入院7万2000人）とは大きく乖離してしまっている。その目標ですら、精神病院では、毎年2万8000人人が死亡退院しているのだから、何もしなくても3年で8万人以上ベッドを減らせるはずだ。要は減らす気がないだけである。

ここまで分れば、後は、3つしか方法は残されていないし、それを必ず実行しなければなるまい。

まずは、各市町村で現在地域・在宅で暮らしている障害児者全員の訪問ヒアリングを実施することである。もちろん、精神障害者を含めなければならない。嫌がられても、ラポールができるまで通いつめ、地域・在宅で暮らすのに必要な支援ニーズを聞かせていただくことである。そしてそれに基づいて、介助サービスや日中活動支援やCH・CH等の障害福祉計画を立てることである。

次に、同じく、入所施設と精神病院利用者全員の訪問ヒアリングを市町村が行うことである。

これもまた、ヒアリングをする担当者たんとうしやのトレーニングも大切だが、何より話せる関係けいができるまで、通いつめ、その真しんのニーズを聞かせてもらい、それに基づいて地域移行計画こうけいかくを策定さくていしなければならない。

最後に、入所施設にゆうしよしせつや精神病院せいしんびやういんの規模の縮小きぼ しゆくしやうに見合った、単価たんかの設定せつていや、他の地域支援サービスちいきしえんへの転換支援てんかんしえんや、職員しよくいんの再教育プログラムさいきやういくを構築こうちくしなければならない。

その際さい、それに必要ひつような予算よさんはどうなるのかと必ず市町村かなら しちやうそん いは言うであろうし、それは当然とうぜんの疑問ぎもんである。そこで、高齢者こうれいしやに対して介護保険制定たい かいごほけんせいていの10年前ねんまえから始めた、ゴールドプランしんと新ゴールドプランしんのようなものをふまえて「障害者地域生活基盤整備計画しようがいしやちいきせいかつ きばんせいびけいかく（チェンジプラン）」を構想こうそうし、5年程度ねんていどの時限じげんを限かぎって集しゆう中ちゆう的てきに社会資源しやかいしげんを充じゆう実じつするための「地域生活基盤整備推進法ちいきせいかつきばんせいびすいしんほう」を成立せいりつさせ、必要ひつような予算よさんを確保かくほすべきであろう。